

平成 29 年 3 月

事 業 主 様

川口工業健康保険組合

理事長 細野 博隆

(公印省略)

### 介護保険料率の変更について

平素、当組合の事業運営につきましてはご支援、ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険料率は、毎年介護納付金の請求額に基づき、料率を設定することとなっております。平成28年度におきましては、年々増加の一途をたどる納付金に対しまして、一部積立金を取崩しての料率引き上げを実施いたしましたが、平成29年度につきましても、前年に比べ約2,000万円増の納付金を計上することとなることから、前年度と同様に、積立金の投入だけに頼った予算編成は困難な状況であるため、一部積立金を取崩しての料率の引き上げを、2月16日開催の第187回組合会にて決議し、下表のとおりとさせていただきますことになりましたので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。

		介 護 保 険 料 率		
		事 業 主	被 保 険 者	合 計
旧	29年2月分まで (3月納入分)	7.90	7.90	15.80
		1,000	1,000	1,000
新	29年3月分以降 (4月納入分)	8.15	8.15	16.30
		1,000	1,000	1,000

※ 健康保険料率につきましては、従来どおり事業主1,000分の48、被保険者1,000分の46で変更ありません。